



お客様各位

平成 26 年 3 月 4 日

**輸出入 Documentation Fee に対する
消費税及び地方消費税ご負担のお願い**

前略、貴社貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てを賜り、ありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、表題の件、輸出入における Documentation Fee に関しまして、弊社では国際輸送に関わる書類との認識によりまして、非課税扱いにて取り扱っていたしておりましたが、大阪国税不服審判所の裁定により、消費税及び地方消費税の対象であるとの見解が示されました。これにより、全国の国税局が同様の見解を示すものと考え、2014年4月1日入出港の本船より、消費税、地方消費税のご負担をお願いする次第となりましたので、ご案内いたします。

草々

記

適用開始日 : 2014年4月1日入出港の輸出、輸入 Documentation Fee

課税対象項目 : (輸出) Documentation Fee, B/L Fee 及びこれらに類するもの
(輸入) Documentation Fee, D/O Fee 及びこれらに類するもの

以上

ご質問等がございましたら、各担当営業もしくはカスタマーサービスまでお問い合わせください。

ダムコジャパン株式会社

営業 : 03-6891-7020
輸出カスタマーサービス : 03-6891-7010
輸入カスタマーサービス : 03-6891-7011